東京医療保健大学 学生における新型コロナウイルス感染症の対応(第1版)

感染制御学教育研究センター

木村 哲

はじめに

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行が今後拡大する可能性があります。春休み期間ですが、国家的な危機管理が必要な事態です。医療系の大学生として日常の感染防止のための基本的な対策を確実に実施し、感染拡大の防止に努めて下さい。尚、この対応は、3月末日までとし、それ以降は、時々刻々と変わる状況を踏まえ感染制御学教育研究センターで検討し、改めて通知させていただく予定です。

- 1. 感染防止策(新型コロナウイルス感染症予防は、「標準予防策」に追加して「飛沫感染予防策」と「接触感染予防策」を実施してください。)
  - 手指衛生の徹底
    流水と石けんによる丁寧な手洗い、アルコール手指消毒を徹底してください。
  - 2) 咳エチケットの遵守

咳やくしゃみ等の症状のある人は必ずマスクを着用する。また、飛沫感染はウイルスを含む咳やくしゃみをしている人の 1~2m周囲がハイリスクエリアです。従って、人込み(乗り物乗車含む)の中では、隣の人が新型コロナ疑い患者もしくは軽症患者の可能性を考え、マスクを着用してください。マスクは鼻、口を確実にカバーして顔に密着して着用すること。

- 3) 不要不急の外出はできるだけ避ける
- 4) 高齢者への対応

周囲に高齢者や、基礎疾患(高血圧、がん治療、透析中など)のある方はいませんか?高齢者に感染すると重症化することが分かっています。新型コロナウイルス感染症の予防対策について、配慮してください。

- 2. 体調不良時および発症した場合の対応
  - 1) 体調が不良の場合

体調がいつもと違うと感じた場合、外出は避け自宅療養する。37.5 度以上の発熱が4日以上 続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)、強いだるさ(倦怠感)や息苦し さ(呼吸困難)がある場合は、各都道府県の「帰国者・接触者電話相談センター」に電話で相 談する。医療機関に受診する時は、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診する。 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、医療機関の指示に 従う。 2) 診断された場合は、保健室もしくは教務部に電話で必ず連絡する。

五反田キャンパス:03-5421-7656 (保健室内線 227、教務部 158)

世田谷キャンパス:03-5799-3712 (保健室内線 181、教務部 128)

国立病院機構キャンパス:03-5779-5032 (保健室内線 207、教務部 )

国立病院機構立川キャンパス:042-521-7202 (保健室内線 119、教務部 )

船橋キャンパス:047-495-7752 (保健室内線 119、教務部 )

雄湊キャンパス:073-435-5820 (保健室内線119、教務部)

療養中は「学校保健安全法第 19 条」により出席停止扱いになるが、欠席回数には算入しない。

- 3) 入院した場合の退院後の療養については医師の指示に従う。登校許可となった場合は、「診断書」もしくは「学校において予防すべき感染症の証明書」提出する。
- 3. 学生の同居者が発症した場合の対応
  - 1) 健康監視対象となるため、各地域の保健所の指示に従う。
  - 2) 同居者が発症した旨を大学に届け出る。
- 4. 関連情報ホームページ
  - 新型コロナウイルスに関する Q&A (厚生労働省)
    <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/dengue\_fever\_q">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/dengue\_fever\_q</a>
    a\_00001.html